

○教育学研究科高度教職実践専攻授業料免除及び徴収猶予基準

〔平成28年3月28日
制 定〕

(趣旨)

第1条 琉球大学大学院学則第33条第10項の規定に基づき、教育学研究科高度教職実践専攻（以下「教職大学院」という。）の授業料の免除及び徴収猶予については、この基準の定めるところによる。ただし、この基準に定めがない事項については、琉球大学の授業料等の免除及び徴収猶予取扱規程（昭和47年5月15日制定）を適用する。

(対象)

第2条 授業料の免除及び徴収猶予については、教職大学院学生（以下「院生」という。）を対象とする。ただし、研究生、科目等履修生等を除く。

(授業料の免除)

第3条 琉球大学を卒業後、すぐに教職大学院に入学した院生（以下「現役学卒院生」という。）については、標準修業年限（2年間）の授業料の半額を免除する。ただし、休学期間は含まない。なお、通常授業料免除申請を行った現役学卒院生が半額免除に該当する場合は、併用は認めないものとする。

2 琉球大学を卒業後期間において教職大学院に入学した院生、又は他大学を卒業後教職大学院に入学した院生（以下「既卒院生」という。）のうち、標準修業年限内において教員候補者選考試験に合格し、かつ、正規常勤採用されることが確定した者については、最終年度の授業料を免除する。ただし、琉球大学大学院学則第26条の3に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた者については免除しない。

3 教育公務員特例法に基づく大学院修学休業制度（無給）及び各地方公共団体の条例に基づく自己啓発を目的とする休業制度（無給）等を利用して教職大学院に入学した院生については、標準修業年限（2年間）の授業料を免除する。ただし、休学期間は含まない。なお、私立学校等で同等の制度を利用した院生についても同様とする。

4 各都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会等の任命権者が、職務研修の一環として派遣した院生については、標準修業年限内における派遣期間終了後の在学期間の授業料を免除する。なお、琉球大学教育学部附属学校及び私立学校等の教員で、同等の処遇を受ける院生についても同様とする。

(授業料の徴収猶予)

第4条 既卒院生のうち標準修業年限内に教員候補者選考試験を受験した者は、最終年度の授業料の徴収を猶予する。

2 前項に規定する授業料の徴収猶予における猶予期間は、大学院学則第33条第2項に規定する前期分授業料の納付期限にかかわらず、9月修了生にあっては8月末日まで、3月修了生にあっては学期を超えて2月末日まで猶予することができる。ただし、当該納付期限が日曜日又は土曜日に当たるときはその日前において最も近い平日とする。

(納付済み授業料の取扱い)

第5条 前条第1項に規定する者が、徴収猶予期間中又は終了後に授業料を納付した場合において、第3条第2項本文の規定に該当したときは、納付した授業料に相当する額を還付する。

(雑則)

第6条 この基準に定めるもののほか、院生の授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、学生生活委員会の議を経て学生支援担当の理事が別に定める。

(改廃)

第7条 この基準の改廃は、学生生活委員会の議を経て学生支援担当の理事が行う。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (平成28年12月20日)

この基準は、平成29年1月1日から実施する。